

地球温暖化対策集中プロモーション・キャンペーン運営等業務 業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、気候変動対策への注目が高まるタイミングを捉え、様々な媒体を活用し、暮らしの中で実践可能な脱炭素アクション等の普及啓発を実施することにより、県民の地球温暖化対策への理解を深め、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた行動変容につなげることを目的に実施するものである。

2 委託業務の履行期間

契約締結の日から令和7年3月21日(金)まで

3 業務内容

本業務では、集中プロモーション期間(国連気候変動枠組条約第29回締約国会議の開幕が予定されている令和6年11月11日から12月10日までの30日間)において、県民の脱炭素アクションの実践意欲等を高めるため、主に若年層や子育て世代をターゲットとして、次に掲げる内容を実施するものとする。

(1)集中プロモーション期間の愛称及びキャッチコピーの作成

受託者は、本業務の目的及び内容を踏まえ、集中プロモーション期間の愛称とキャッチコピーを作成し、県に対して提案すること。

なお、作成に当たっては、県民にとっての親しみやすさ、わかりやすさを意識すること。

(2)暮らしの中の脱炭素アクション実践促進動画の制作・配信等

受注者は、環境省が主導して展開している脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動(以下「デコ活」という。)の内容も踏まえ、普段の暮らしの中で脱炭素アクションの実践を促す内容の動画を、次のとおり制作すること。

① 動画の仕様

次の内容を基本とする。

なお、契約に当たっては、提案内容を踏まえ、受注者との協議により決定する。

- ・ 制作本数は、1本以上とする。
- ・ 動画1本当たりの再生時間は、1分程度とする。
- ・ 視聴者は、幅広い年代層を想定し、必要な音声(台詞、ナレーション、BGM)やテロップを加える等、分かりやすい表現を取り入れること。
- ・ その他、制作の各段階において、県からの校正等の要望に対応すること。

② 制作期間・Youtube 配信

動画は、集中プロモーション期間の開始日の2週間前までに完成させることとし、完成した動画は、Youtube チャンネル「秋田県温暖化対策課」にアップロードの

上、県の指示により公開を開始すること。

また、成果品として完成した動画ファイルを納品することし、納品するファイルのフォーマット形式はMP4とする。

③ 集中プロモーション期間中の Youtube インストリーム広告

受注者は、集中プロモーション期間を通じて、②で制作した動画又は過去に県が制作した動画により、秋田県内を配信地域として、期間内表示回数 100,000 回以上、視聴率 50%程度を目標とした Youtube インストリーム広告を配信すること。

なお、広告のターゲット層については、受託者の提案を踏まえ、受注者と協議の上で県が決定する。

(3)プロスポーツチームとタイアップした啓発ポスターの制作・配付等

受注者は、県が指定する県内に本拠地を置くプロスポーツチームとのタイアップポスターを次のとおり制作すること。

なお、タイアップするプロスポーツチーム(以下「タイアップ先」という。)は、県民への影響力や波及効果等を踏まえ、県が別に選定する。

① ポスターの仕様

次の内容を基本とする。なお、契約に当たっては提案内容を踏まえ、受注者と協議の上で決定する。

- ・ 制作するポスターの規格は、A2サイズを基本とする。
- ・ 制作するポスターデザインは、2種類以上とする。
- ・ 制作するポスターの枚数は、配付先及び掲示方法の提案内容を踏まえて、県と受託者が協議の上で決定することとする。

なお、制作部数の下限はデザイン毎に 50 枚とする。

- ・ 制作するポスターは、集中プロモーション期間の周知と脱炭素アクションの実践を促すことを目的として使用する。
- ・ その他、制作の各段階において、県からの校正等の要望に対応すること。

② 選手のポスターモデルへの起用

次のとおり、タイアップ先に所属する選手をポスターモデルとして起用すること。

- ・ 起用する選手は、2 名程度を想定する。
- ・ 撮影場所、機材の手配等は、受注者が実施することとする。
- ・ 出演選手の派遣に係るタイアップ先との調整等は、県が行う。

③ 制作の期間

ポスターは、9 月下旬から集中プロモーション期間の開始日の 1 週間前までの間に制作すること。

④ ポスターの配布

配布先は、受注者からの提案を踏まえ、受注者と協議の上で県が決定し、受注者が配付すること。

また、配付に当たっては、集中プロモーション期間中における効果的な掲示について、配付先の理解と協力を得られるよう説明等に努めること。

(4)パンフレットデザインの制作

受注者は、普段の暮らしの中で脱炭素アクションの実践を促す内容のパンフレットデザインを次のとおり制作すること。

① パンフレットデザインの仕様

- ・パンフレットデザインの規格等は、A4サイズ、8ページ程度とする。
- ・構図やデザイン等は、県が提供する構成案を基にすること。
- ・(1)で制作する動画とデザインのコンセプトを揃えること。

② 制作の期間

令和7年3月上旬までに制作すること。

(5)暮らしに役立つ脱炭素グッズの制作

受注者は、次のとおり普段の暮らしの中での脱炭素アクションの実践に役立つグッズを制作すること(制作したグッズは(6)のSNSキャンペーンでのプレゼントとしても利用することを想定している)。

① グッズの仕様

次の内容を基本とする。

なお、契約に当たっては提案内容を踏まえ、受注者と協議の上で決定する。

- ・制作するグッズの数量は、30個以上とする。
- ・制作するグッズは、日常の暮らしの中で使用する機会があるものとし、環境負荷の低減又は脱炭素アクションの実践を誘導する効果等があるもので、利用者の性別、年齢、体型によらず利用できるものとする(例:マイボトル、エコブランケット等)。

② 制作の期間及び納品期限等

集中プロモーション期間の終了日の2週間前までに制作すること。

なお、①で定めた数量の他に、令和6年9月下旬までに展示用のグッズサンプルを1点納品すること。

また、SNSキャンペーンのプレゼントとして配付した分を除いた成果品は、令和7年3月上旬までに県が指定する日時及び場所に納品すること。

(6)SNS キャンペーンの実施

受注者は、暮らしの中で実践した脱炭素アクションのSNS投稿を行った者に対して賞品を授与するSNSキャンペーンを次のとおり企画、運営すること。

① SNS キャンペーンのターゲット層・賞品選定

SNS キャンペーンのターゲット層は、受託者の提案を踏まえ、受注者と協議の上で県が決定する。

また、(5)で制作したグッズとは別に、ターゲット層の参加意欲をより高めるための賞品の内容及び数量を、受託者の提案及び受託者との協議を踏まえ、県が選定する。

② SNS キャンペーン期間

SNS キャンペーンは、集中プロモーション期間に合わせて実施すること。

なお、集中プロモーション期間の開始日の1ヵ月前からSNSキャンペーンの周知を行う期間を設け、SNSキャンペーンに関する問合せ等への対応のほか、SNSキャンペーン参加者の増加を図るための必要な広告を行うこと。

また、集中プロモーション期間の終了日から令和7年1月末まではアフターフォローを行う期間とし、SNSキャンペーンに関する問合せ等への対応のほか、応募のあった投稿内容を引用した投稿を行う等、県民による脱炭素アクションの実践を促すこと。

③ SNS キャンペーンで活用する媒体及び手法

SNS キャンペーンを実施する媒体及び手法は、受託者の提案を踏まえ、受注者と協議の上で県が決定する。

なお、SNS キャンペーンで使用するアカウントは、受注者がキャンペーン期間の終了まで適切に管理・運営し、キャンペーンのアフターフォローの期間終了に合わせて県に引き継ぐこと。

④ 費用負担

SNS キャンペーンの実施に必要なすべての資材、器具、消耗品、その他プロモーション経費(広告、賞品等購入費やその郵送代を含む)はすべて受注者の負担とする。

⑤ その他イベント等との協調

SNS キャンペーンの広告配信を行う際は、可能な範囲で県が別に実施する環境イベント等と紐付けて行うよう配慮すること。

4 報告、成果品等

受注者は、県への報告等について次に掲げるとおり適切に行うこと。

- ① 業務委託契約の締結後、速やかに業務実施計画を提出すること。
- ② 制作物の校正段階及び完成後、速やかに制作物のサンプル及びデザインデータを提出すること
- ③ インストリーム広告の実施に際し、事前に配信スケジュール表を提出すること。
- ④ SNS キャンペーンの実施に際し、事前に配信スケジュール表を提出すること
- ⑤ 業務完了後、動画配信やキャンペーンの実施結果(視聴回数、視聴者層、クリック率、フォロワー数、リアクション数等)をまとめた分析資料等を添え、速やかに実績報告書を提出すること。
- ⑥ 上記に掲げるもののほか、県と協議の上で定める事項

5 契約の条件

- ① 再委託について、受注者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により県の承諾を得た時はこの限りではない。

なお、受注者は、再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めることとする。

- ② 県は、本業務(再委託した場合を含む。)の履行について、不相当と認められるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。

- ③ 受注者は、②の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出する。
- ④ 本業務において作成したものの著作権は県に帰属するものとする。
- ⑤ 受注者は、県の承諾なしに本業務で制作して成果物等を利用してはならない。
- ⑥ 受注者は、本業務(再委託した場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えい等について善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持する。また、契約終了後も同様とする。
- ⑦ 受注者は、本業務(再委託した場合を含む。)を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報等を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

6 その他進行管理等に関する事項

- ① 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項などは、必要の都度、県と受注者が打合せを行い、業務の適切な進行管理に努める。
- ② 本業務の履行のため、県が所持している写真、資料等は必要に応じて提供する。ただし、本業務以外の目的に使用、又は第三者に提供してはならない。
- ③ 本業務の概要は企画提案内容等を踏まえ、受注者と協議の上、変更することがある。
- ④ 災害の発生等、社会情勢の変化により、業務内容等に変更が生じる場合がある。
- ⑤ 広告配信料の総額が当初契約時の見積もりから大幅に減額となることが見込まれる場合などにおいては、受注者と協議の上で変更契約を行う場合がある。